

令和5年10月11日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年10月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	川崎鶴見臨港バス株式会社 (法人番号: 5020001072478) 代表者 平位 武
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区中瀬3-21-6 (塩浜営業所) 神奈川県川崎市川崎区塩浜3-10-10
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第13条
(6) 違反行為の概要	令和5年4月19日、調査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運送引受義務違反(道路運送法第13条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)